

意見書

連企第103号  
平成22年11月17日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 御中

郵便番号 102-8577  
住所 (ふりがな) 東京都千代田区紀尾井町3番23号  
氏名 (ふりがな) 社団法人 日本民間放送連盟  
会長 広瀬道貞

「携帯端末向けマルチメディア放送の委託放送業務の認定に係る制度整備に関する考  
え方等」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

平成 22 年 1 1 月  
(社) 日本民間放送連盟

「携帯端末向けマルチメディア放送の委託放送業務の認定に係る制度整備  
に関する考え方等」に対する意見

該当箇所	意見
全般	「携帯端末向けマルチメディア放送の委託放送業務の認定に係る制度整備に関する考え方等」に対し、下記の意見を表明しますので、今後の制度検討に反映していただくよう要望します。なお、具体的な制度整備にあたっては、必要に応じて当連盟として改めて意見を表明いたします。
2. 委託して行わせる放送に係る周波数の割当て	●委託して行わせる放送に係る周波数の割当てについて ・ 周波数の割当てについては、1セグメント未満の割当て単位も柔軟に措置することが望ましいと考えます。
5. その他制度整備及び審査に当たっての要望等	●認定審査における「表現の自由の享有」について ・ 総務省は昨年8月策定の「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本的方針」において、一の地上放送事業者等による議決権保有について、絶対審査基準を議決権の3分の1としたうえで、比較審査基準を議決権の10分の1としています。 ・ 新規メディアである携帯端末向けマルチメディア放送の普及・発展に民放事業者の経験とノウハウを生かす観点から、比較審査において地上放送事業者等を劣後とする特段の基準は不要と考えます。

以上